

神戸市水道局
所 長

千苧浄水事務所

神戸市水道労働組合 上水支部
支 部 長

2024年度 支部産別要求書

1 労働条件等に関する要求

(1) 年間総労働時間を早期に1,800時間とするため、次の事項の実現をはかること。

- ① 超過勤務縮減のための実効性ある施策を進めること。
- ② 超過勤務時間は36協定の上限を遵守すること。
- ③ 年次休暇の取得を積極的に促進すること。
- ④ 労働時間短縮のため、必要な人員確保をはかること。

(2) 精神的・肉体的負担が増加している職員への負担軽減措置等を講ずること。

2 水道事業に関する基本的要求

(1) 水道事業の公営原則を堅持し、住民サービスの向上をはかること。また、水道事業に運営権を設定しないこと。

(2) 一方的な業務委託・人員削減を行わないこと。あわせて、財政と技術の両面から運営基盤の強化をはかること。また、施設を災害から守るための施策を講ずること。

- ① 事業の継続に必要な人材を確保し、技術継承・人材育成を行うこと。
- ② 既に委託した業務について、実態を検証すること。必要に応じて再直営化を行うこと。
- ③ 施設の総点検を行い、耐震化などの必要な更新事業を実施するとともに、必要人員を確保すること。
- ④ 事業の安定と技術継承のため、一般会計部局等との人事交流は希望者のみとすること。

3 その他職場要求

(1) 事業計画・事業量に応じた体制を確立すること。

(2) 人員配置は、人材育成と技術継承を踏まえ、世代間バランスを考慮したものとする。

(3) 緊急経営改革としておこなわれた業務見直しや委託について、結果として非効率になったものが数多くある。実施後の状況等をしっかりと検証し、改善または元に戻すこと。また、改革の一環として統合された事業所については執務環境の整備をしっかりとこなうこと。

(4) 他部局の状況を踏まえ、被服に防寒ベスト・安全靴（スニーカータイプ）・ポロシャツ等を設けること。なお、外務に携わる全職員に貸与すること。

4 その他職場独自要求

別紙にて

神戸市水道局 上ヶ原浄水事務所
所 長

神戸市水道労働組合 上水支部
支 部 長

2024年度 支部産別要求書

1 労働条件等に関する要求

- (1) 年間総労働時間を早期に1,800時間とするため、次の事項の実現をはかること。
 - ① 超過勤務縮減のための実効性ある施策を進めること。
 - ② 超過勤務時間は36協定の上限を遵守すること。
 - ③ 年次休暇の取得を積極的に促進すること。
 - ④ 労働時間短縮のため、必要な人員確保をはかること。
- (2) 精神的・肉体的負担が増加している職員への負担軽減措置等を講ずること。

2 水道事業に関する基本的要求

- (1) 水道事業の公営原則を堅持し、住民サービスの向上をはかること。また、水道事業に運営権を設定しないこと。
- (2) 一方的な業務委託・人員削減を行わないこと。あわせて、財政と技術の両面から運営基盤の強化をはかること。また、施設を災害から守るための施策を講ずること。
 - ① 事業の継続に必要な人材を確保し、技術継承・人材育成を行うこと。
 - ② 既に委託した業務について、実態を検証すること。必要に応じて再直営化を行うこと。
 - ③ 施設の総点検を行い、耐震化などの必要な更新事業を実施するとともに、必要人員を確保すること。
 - ④ 事業の安定と技術継承のため、一般会計部局等との人事交流は希望者のみとすること。

3 その他職場要求

- (1) 事業計画・事業量に応じた体制を確立すること。
- (2) 人員配置は、人材育成と技術継承を踏まえ、世代間バランスを考慮したものとする。
- (3) 緊急経営改革としておこなわれた業務見直しや委託について、結果として非効率になったものが数多くある。実施後の状況等をしっかりと検証し、改善または元に戻すこと。また、改革の一環として統合された事業所については執務環境の整備をしっかりとこなうこと。
- (4) 他部局の状況を踏まえ、被服に防寒ベスト・安全靴（スニーカータイプ）・ポロシャツ等を設けること。なお、外務に携わる全職員に貸与すること。

4 その他職場独自要求 別紙にて

神戸市水道局 浄水統括事務所
所 長

神戸市水道労働組合 上水支部
支 部 長

2024年度 支部産別要求書

1 労働条件等に関する要求

- (1) 年間総労働時間を早期に1,800時間とするため、次の事項の実現をはかること。
 - ① 超過勤務縮減のための実効性ある施策を進めること。
 - ② 超過勤務時間は36協定の上限を遵守すること。
 - ③ 年次休暇の取得を積極的に促進すること。
 - ④ 労働時間短縮のため、必要な人員確保をはかること。
- (2) 精神的・肉体的負担が増加している職員への負担軽減措置等を講ずること。

2 水道事業に関する基本的要求

- (1) 水道事業の公営原則を堅持し、住民サービスの向上をはかること。また、水道事業に運営権を設定しないこと。
- (2) 一方的な業務委託・人員削減を行わないこと。あわせて、財政と技術の両面から運営基盤の強化をはかること。また、施設を災害から守るための施策を講ずること。
 - ① 事業の継続に必要な人材を確保し、技術継承・人材育成を行うこと。
 - ② 既に委託した業務について、実態を検証すること。必要に応じて再直営化を行うこと。
 - ③ 施設の総点検を行い、耐震化などの必要な更新事業を実施するとともに、必要人員を確保すること。
 - ④ 事業の安定と技術継承のため、一般会計部局等との人事交流は希望者のみとすること。

3 その他職場要求

- (1) 事業計画・事業量に応じた体制を確立すること。
- (2) 人員配置は、人材育成と技術継承を踏まえ、世代間バランスを考慮したものとする。
- (3) 緊急経営改革としておこなわれた業務見直しや委託について、結果として非効率になったものが数多くある。実施後の状況等をしっかりと検証し、改善または元に戻すこと。また、改革の一環として統合された事業所については執務環境の整備をしっかりとこなうこと。
- (4) 他部局の状況を踏まえ、被服に防寒ベスト・安全靴（スニーカータイプ）・ポロシャツ等を設けること。なお、外務に携わる全職員に貸与すること。

4 その他職場独自要求 別紙にて